



-----  
WLB project  
2016/12  
Part11  
-----

12月に入り今年も残るところ1ヶ月ですね。

11月に行った『介護休暇勉強会』について報告します。

前回のインデックス調査では介護休暇についての認知度が低く、介護休暇ってどんなもの？誰でも使えるの？誰の介護が必要になったときに使えるの？お給料は？？など疑問はつきませんでした。

今回の勉強会では、現行の介護休暇とH29年1月から実施される新しい介護休暇制度についての説明がありました。

現行の介護休暇では対象が同居の対象家族だけであり期間も連続する6ヶ月の間で必要と認められる期間を一括でとることしかできませんでした。

H29年1月からの新制度では対象家族の『同居』が外れます。また、介護休暇も分割できるようになり介護時間も新設されることとなります。以前の介護休暇よりもより利用しやすくなっています。

実際に介護休暇を取った人の例なども聞き、参加者からはもっと早くにしりたかったという言葉や、今回きけてよかったという言葉もきかれました。

スタッフが働き続けられるよう、制度も整備されています。自分でこの制度を使うしかないなどと決めてしまうのではなく働く上で困ったことがあった場合は自部署の師長や総務課上島さんまで相談してみましよう。あなたにあった制度の情報や働き続けやすくなるような方法を一緒に考えましよう。

